

入院中の患者への面会に関する規定

1. 目的

本規定は医療法人清永会矢吹病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、感染対策を図りながら、入院患者が安心して入院中の療養生活を送ることができるよう適切な面会体制を整備することを目的とする。

2. 基本方針

- ① 患者の安静および治療を最優先とする。
- ② 感染防止対策を徹底する。
- ③ 患者および家族の社会的・心理的背景を考慮し、必要に応じて個別の対応・相談を行う。

3. 面会時間

入院患者に面会できる時間は 14 時～19 時とし、入院患者 1 人に対する面会時間は 30 分以内とする。ただし当該入院患者の担当医師が必要と認める場合はこの限りではない。

4. 面会人数

1 回の面会につき家族・親族(事前に申し出のあった近親者、身の回りの世話をする者を含む。同居・別居は問わない。)2 人までとする。
当該入院患者の担当医が認める場合はこの限りではない。

5. 面会受付

面会者は 1 階総合案内(夜間・休日は 1 階受付カウンター)で面会簿を記載する。
面会許可証を着用し、病棟スタッフへ声をかけてから入院病室へ入る。

6. 面会の条件

- ・ 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生を行う。
- ・ 面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、嘔気・嘔吐、下痢症状等）がない。
- ・ 面会者は原則、小学生以上とする。

7. 面会者の遵守事項

面会者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 病院職員の指示に従う。
- ② 他の患者の迷惑となる行為を控える。(大声、長時間の滞在、無断での写真撮影等)

8. 面会の制限

以下の場合には入院患者の面会を制限する。

- ① 医師が治療上の理由で患者の安静が必要と判断した場合。
- ② 入院患者が感染症を発症した、または発熱者と同室（濃厚接触者）であった場合。
- ③ 病棟内で感染症の集団発生が起きた場合。
- ④ 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- ⑤ 病院長が必要と判断した場合。

9. 周知方法

本規定は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- ・ 入院時の説明
- ・ 院内への掲示
- ・ 病院ホームページへの掲載

附則

この規定は2026年6月1日から施行する

2026年9月1日 一部内容を改定